

# 指定介護老人施設 特別養護老人ホームみやぎ台南生苑 入居検討委員会運営規程

## 1. 目的

この規定は、指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームみやぎ台南生苑に入居検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、入居に関する基準を明確にするとともに入居者決定経過の透明性及び公平性を確保し、もって入居の円滑な実施に資することを目的とする。

## 2. 入居申込みの受付

### (1) 申込みの方法

入居の申込みは、指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームみやぎ台南生苑入居申込書（以下「申込書」という。）に状況申告書他必要書類を添付して行うこととする。施設は介護保険被保険者証の写しの添付を求めるものとする。

### (2) 受付簿の調整

申込書を受理した場合には、また受付後に辞退や削除等の理由が生じた時は、受付簿にその内容を記録し管理するものとする。

## 3. 入居の決定

### (1) 組織

入居の決定に関わる事務を処理するため、施設長、介護支援専門員、生活相談員、看護職員、介護職員を委員として構成する委員会を設置する。

### (2) 委員会の開催

委員会は施設長が必要に応じて招集し開催する。その際の出席委員は原則として介護支援専門員、生活相談員を含む委員の半数以上が出席するものとする。  
なお、委員会には第三者（評議員等）を出席させることができるものとする。

### (3) 順位名簿の調整方法

入居待機者順位は、船橋市指定介護老人福祉施設等入所指針および、特別養護老人ホームみやぎ台南生苑運営規程により決定し、入居待機者順位名簿（以下「順位名簿」という。）を調整するものとする。

### (4) 入居の決定等

委員会は審議の内容を記録するとともに、順位名簿を調整し、これに基づいて入居の候補者を決定する。その際に次に掲げる個別事情を総合的に勘案し、上位のものから入居の決定を行う。

- ① 性別（ユニット単位の男女構成）
- ② ベッドの特性（認知症専用床等）
- ③ 地域性（入居後の家族関係の維持等）
- ④ 施設の専門性
- ⑤ その他特別に配慮しなければならない個別の事情

#### 4. 特例入所について

- (1) 特例入所の申込者を委員会で検討するにあたっては、あらかじめ特例入所の要件に該当していることを確認するものとする。
- (2) 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに關し、以下の事情を考慮する。
  - ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
  - ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
  - ③ 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
  - ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること
- (3) 委員会において特例入所の判断を行うに当たっては、市に対し、特例入所に係る意見照会（第5号様式）により、その意見を求めるものとする。  
なお、特例入所の申込者が他市の被保険者の場合には、保険者である市町村に対し、特例入所の判断に係る手続きについて確認するものとする。
- (4) 施設から市に対し意見を求めた場合、市より、施設に対し特例入所に係る意見書（第6号様式）を交付される。
- (5) 市より特例入所に関する情報を求められた場合は当該情報を提供するものとする。

#### 5. 特別な理由による入居

次に掲げる場合においては、委員会の審議によらず施設長の判断により、入居することができるものとする。

- (1) 老人福祉法に定める措置委託による場合
- (2) 災害等により委員会を招集する余裕のない場合
- (3) 極めて緊急性が高い等、入居することが最も適切である場合

#### 6. その他の取扱い

- (1) 入居辞退及び入居待機順位の見直し等があった場合には、本人又はその家族に対し必要に応じて十分な説明を実施する。
- (2) 委員及び関係者は、委員会で知り得た事項を他に漏らしてはならない。  
また施設を退職若しくは退任した後も同様とする。
- (3) 委員会は審議内容を議事録として5年間保管とする。

#### 7. 適正運用

委員会の運営にあたっては、船橋市指定介護老人福祉施設等入所指針の本旨に則り、適正な運営実施に努めるものとする。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。